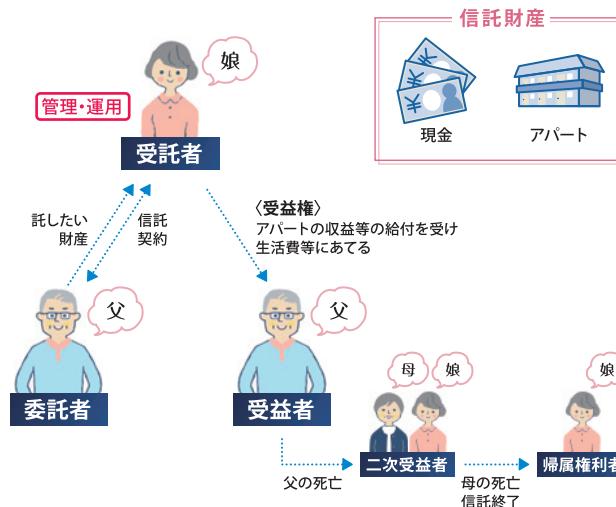


# 具体的な民事信託の活用

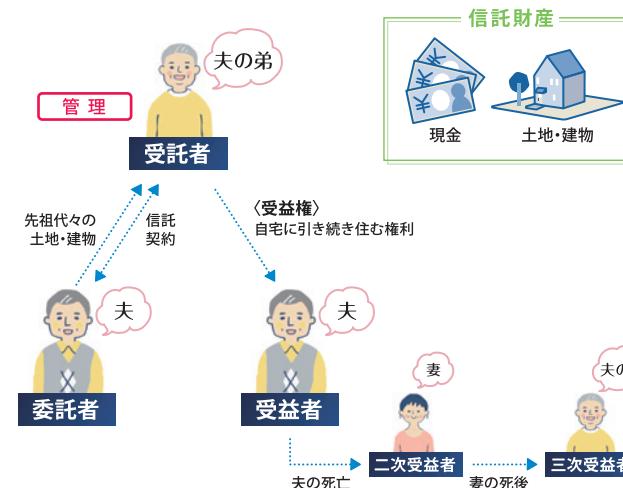
## 1 高齢である親の安心のために

高齢になったお父さんが、自分の持っているアパートの管理を娘に任せたい。もし、将来お父さんが亡くなった時には、奥さんがその収入で生活に困らないように手配し、お母さんが亡くなった後は、その手助けをしてくれた娘にこのアパートを引き継いでもらいたい。



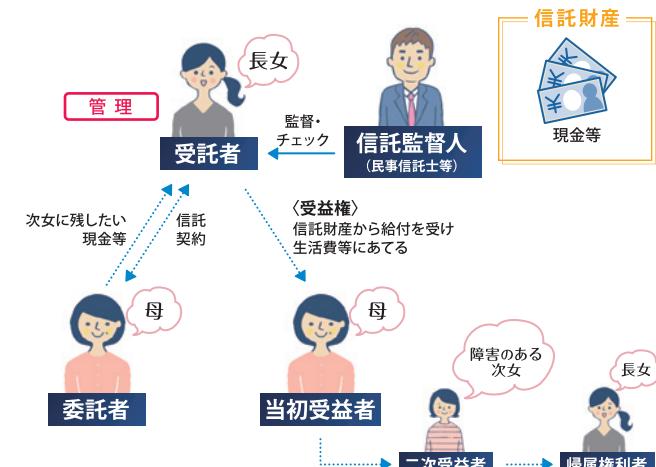
## 2 子供のいないご夫婦のために

子供がない夫婦が、先祖代々引き継いだ土地建物を、子どもがいる夫の弟に引き継ぎ、この先も守り続けて欲しい。ただ、夫婦が生きている間はこの土地建物に夫婦で心配することなく住み続けたい。もし妻より先に夫が亡くなると、交流のない妻の兄弟へ承継が起こってしまい、先祖の思いと違ってくると考えるので、みんなが納得できる解決を図りたい。



## 3 障害のあるお子さんの将来のために

シングルマザーの母も高齢となり、母にもしものことがあった時、生まれながらに障害があり、財産の管理ができない次女のことが心配。次女の生活支援のため、自分の死後は、その財産管理を信頼できる長女に任せようと思うが、長女自身の財産とはしっかりと分けておきたい。またトラブルが起きることがないように、信託監督人として専門家にチェックをお願いして、家族が安心して生活できるよう準備しておきたい。



## 用語説明

### 【民事信託】

家族のための信託に代表される、信託業法の適用のない信託で、営利を目的としない財産の管理や処分の方法の一つ

### 【委託者】

信託契約以前の財産の所有者で、その財産を受託者に信託する者

### 【受託者】

信託された財産を管理・運用・処分する者

### 【受益者】

信託された財産によって利益を受ける者

### 【信託財産】

現金や不動産、株式等の名義を変えることができる資産で委託者から信託された財産

### 【信託監督人】

受託者が信託の目的に従って受益者のために手続きをすることを監督する者

### 【受益者代理人】

受益者に代わって、受託者から受益権を受けられるように手伝う者

### 【帰属権利者】

信託契約が終了した時に残った財産を受け取る人

### 【信託契約】

委託者と受託者との間で、信託の目的や託す内容を取り決めた契約

### 【受益権】

信託財産となった不動産などの利用や金銭の給付など